

浜松市物流等円滑化支援交付金交付要綱

(要旨)

第1条 市長は、原油価格の高騰に伴って燃料費負担が増加している貨物自動車運送業者等を支援することで、物流の円滑化と本市経済の持続性向上を図ることを目的として、浜松市物流等円滑化支援交付金（以下「交付金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 道路運送事業等 以下の3つの事業をいう。

ア 貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業をいう。）

イ 一般貸切旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう。）

ウ 特定旅客自動車運送業（道路運送法第3条第2号に規定する特定旅客自動車運送業をいう。ただし、道路運送法第79条の登録を受けたものを除く。）

(2) 道路運送事業者 道路運送事業等を営む法人または個人事業主をいう。

(3) 営業ナンバー 第1号の各事業の許可申請、届出等を行い、運輸局から交付を受けた、緑地又は黒地の自動車登録番号標をいう。

(交付対象事業者)

第3条 交付金を受けることのできる者は、次に掲げる要件を全て満たす道路運送事業者（以下「交付対象事業者」という。）とする。

(1) 市内に本店または支店、営業所、事業所を有すること。

(2) 交付申請時点において、道路運送事業等に必要な許可を得、又は届出を行い、当該道路運送事業等を継続していること。

(3) 市税を完納していること、又は市から徴収の猶予若しくは換価の猶予を受けていること。

(4) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付の対象としない。

(1) 国または法人税法別表第1に規定する公共法人

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者

(3) 政治団体

(4) 宗教上の組織又は団体

(5) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

- (6) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (7) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (8) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他団体
- (9) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

（交付額及び交付限度額）

第4条 交付対象車両は道路運送事業者が浜松市内の営業所に登録している事業用車両の全数とし、申請台数は交付対象車両の2分の1で小数点以下を切り上げたものとする。

- 2 交付額は、車両1台当たり4万5千円とし、申請台数に1台あたりの交付額を乗じた金額とする。ただし、1社あたりの交付限度額は225万円とする。
- 3 第1項における事業用車両とは、交付対象事業者が営む道路運送事業等の用に供するため、当該交付対象事業者が所有し、又は自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用している車両のうち、営業ナンバーを有するものとする。なお、第2条第1号イの事業用車両のうち、他の旅客運送事業と併用の届け出を行っている車両は除く。

（交付の申請）

第5条 交付対象事業者は、交付金の交付を受けようとするときは、交付申請書兼請求書（第1号様式、電磁的記録を含む）に次の書類を添えて、市長が別に定める期限までに郵送またはWEBにて市長に申請しなければならない。

- (1) 交付対象車両一覧（第2号様式）
- (2) 第2条第1号アのうち、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業を営む者においては、当該事業に係る国土交通大臣の許可書又は更新許可書、国土交通大臣への許可申請書その他これらに準ずるものとして市長が認める書類のいずれかの写し
- (3) 第2条第1号アのうち、軽自動車運送事業を営む者においては、当該事業に係る国土交通大臣への届出書その他これらに準ずるものとして市長が認める書類のいずれかの写し
- (4) 第2条第1号イ及びウの事業を営む者においては、当該事業に係る国土交通大臣の許可書又は更新許可書、国土交通大臣への許可申請書その他これらに準ずるものとして市長が認める書類のいずれかの写し
- (5) 交付対象車両全てに係る車検証の写し
- (6) 交付金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の写し等）
- (7) 特別徴収義務者指定通知書の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、交付金を交付すべきであると認めたときは、申請者に対する交付金の交付を決定し、交付金交付決定兼確定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

- 2 交付金の不交付を決定したときは、申請者に対し、不交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

- 3 第1項の規定により決定した交付金の交付は、交付金交付申請書兼請求書（第1号様式、電磁的記録を含む）に記載された口座に振り込むことにより行うものとする。

（立入検査等）

第7条 市長は、交付金の適正な交付のため、必要があるときは、申請者に対して報告をさせ、又は職員に当該事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（交付金の交付決定の取り消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第1項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項のいずれかに該当しないことが判明したとき。
 - (2) 第3条第2項のいずれかに該当することが判明したとき。
 - (3) 第5条の交付申請書兼請求書又は同条各号の添付書類の内容に、事実と異なることが判明したとき。
 - (4) この要綱の規定又は前条の交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付金の交付の決定を取り消した場合において、対象事業の当該取消しに係る部分に関し既に交付金が交付されているときは、交付対象事業者に対し、期限を定めて当該交付金の全部又は一部の返還を命じるものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定による交付決定の取消し及び前項の規定による交付金の返還命令を決定したときは、交付対象事業者に対し、交付金交付決定取消通知書兼返還命令書（第5号様式）により通知するものとする。

（加算金及び遅延損害金）

第9条 交付対象事業者は、前条第3項の規定による交付金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

- 2 交付対象事業者は、交付金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月4日から施行し、令和5年度に交付する交付金について適用する。

浜松市物流等円滑化支援交付金交付申請書兼請求書

令和5年 月 日

浜松市長 中野 祐介 様

所在地

会社名または屋号

代表者役職氏名

(個人の場合は、住所及び氏名を記載して下さい)

(氏名は自署または記名・押印をお願いします)

浜松市物流等円滑化支援交付金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 事業者区分

貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業	
	特定貨物自動車運送事業	
	貨物軽自動車運送事業	
一般貸切旅客自動車運送事業		
特定旅客自動車運送事業		

(該当に○を記入して下さい)

2 申請台数

市内営業所登録の車両台数 台 × 1/2 = _____台(A)

(※小数点以下は切り上げ)

(※上限50台)

3 交付申請額

申請台数(A) × 45,000円 =

円

4 交付金振込口座情報 (電力と合わせて)

浜松市物流等円滑化支援交付金に係る支払いは、次の口座に振り込んでください。

振込先金融機関名	預金種別及び口座番号	
銀行 本店	普通預金	第 _____ 号
金庫 支店		
農協 営業部	当座預金	
出張所		
口座名義 (カナ)		

※振込先の口座は当該法人の口座に限ります。個人事業主の場合は本人の口座に限ります。

口座名義に屋号が含まれる場合は、申請者名欄にも屋号をご記入ください。

5 担当者情報

担当者		
電話番号		
メール		
住所（申請者住所と異なる場合のみ）		

浜松市物流等円滑化支援交付金の申請に関する誓約書

私は、浜松市物流等円滑化支援交付金（以下「交付金」という）の申請にあたり、下記の内容について誓約します。この誓約に反していることが判明した場合は、交付金を返還するとともに、浜松市物流等円滑化支援交付金交付要綱第9条に規定された加算金を支払います。また、それにより生じた損害については、当方が一切の責任に応じるものとします。

記

- 交付要件を全て満たしていることを確認しました。また、申請書及び提出書類の内容に虚偽や不正はありません。
- 交付金の申請にあたり、提出する書類の写しは全て、原本と相違ありません。
- 関係書類の追加提出の求め、申請内容に関する聴取や調査があった場合は、これに応じます。また、指定の期日までに書類提出に応じない場合には、不交付として取り扱われることに同意します。
- 本交付金の交付を受けた後も事業を継続する意思があります。
- 浜松市補助金交付規則及び浜松市物流等円滑化支援交付金要綱の規定に従います。
- 市において交付金交付申請者の市税納付、納入状況等について確認することに同意します。
- 申請者は暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者又はこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当せず、かつ将来にわたっても該当させません。
- 国及び警察等の行政機関から、交付金の給付に関して調査依頼があったときは、当該行政機関の求めに応じて、必要な情報を提供することに同意します。

以上

浜松市物流等円滑化支援交付金 交付対象車両一覧

申請者名		枚中	枚目
------	--	----	----

No.	車両番号	No.	車両番号	No.	車両番号	No.	車両番号
1	浜松000〇0000	26		51		76	
2		27		52		77	
3		28		53		78	
4		29		54		79	
5		30		55		80	
6		31		56		81	
7		32		57		82	
8		33		58		83	
9		34		59		84	
10		35		60		85	
11		36		61		86	
12		37		62		87	
13		38		63		88	
14		39		64		89	
15		40		65		90	
16		41		66		91	
17		42		67		92	
18		43		68		93	
19		44		69		94	
20		45		70		95	
21		46		71		96	
22		47		72		97	
23		48		73		98	
24		49		74		99	
25		50		75		100	

※101台以上申請する場合はコピーして使用すること

浜松市指令産振第 号
令和 年 月 日

様

浜松市長 中野 祐介

交付金交付決定兼確定通知書

令和 年 月 日付で申請を受理した浜松市物流等円滑化支援交付金について、下記のとおり条件を付して交付します。

記

交付額 金 円

条 件

- 1 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号）に基づく市長の指示に従うこと。
- 2 規則第17条第1項の規定により交付金の交付の決定の取消しを受け、交付金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- 3 交付金の返還の請求を受け、当該交付金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

交付金額は、交付金交付申請書兼請求書（第1号様式、電磁的記録を含む。）に記載された口座にお振込みします。

第4号様式

浜松市指令産振第 号
令和 年 月 日

様

浜松市長 中野 祐介

不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで受理した、浜松市物流等円滑化支援交付金の交付について、次の理由により交付しないことを決定したので通知します。

記

交付金を交付しない理由

浜松市指令産振第 号
令和 年 月 日

様

浜松市長 中野 祐介

交付金交付決定取消通知書兼返還命令書

年 月 日付で申請のあった浜松市物流等円滑化支援交付金について、浜松市補助金交付規則第18条の規定により次のとおり返還を命じ、通知します。

記

1 返還を命ずる額

2 交付金額 金 円

3 交付年月日 年 月 日

4 返還を命ずる理由

5 返還期限 年 月 日

浜松市物流等円滑化支援交付金交付要綱第8条により、浜松市補助金交付規則第18条の2第1項の規定に基づき、加算金を納付いただきます。加算金の請求は補助金額返還後別途請求いたします。なお、加算金を納期限までに納付いただけない場合は、同規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を納付いただきます。